石川県警察体力検定等実施要綱の制定について

平成15年7月8日務甲達第129号、 厚甲達第72号 警察本部長から各部・課・署長あて

対号 昭和62年12月8日付け教発第634号「石川県警察職員体力検 定等実施要綱の制定について(通達)」

このたび、現行の体力検定等制度を抜本的に見直し、別添のとおり「石川県警察体力検定等実施要綱」を制定し、平成15年7月1日から施行することとしたから、部課職員に周知徹底し、基礎体力水準の向上に努められたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 制定の趣旨

公務執行妨害事件の増加等、第一線の警察官を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、「国民のための警察」を実現するため、国民の身近な不安に的確に対処できる第一線執行力を有する力強い警察の確立が、今、強く求められている。

このため、警察官の執行力の基盤をなす基礎体力の維持向上を図ることを目的 に現行の体力検定等制度を抜本的に見直し、新たに「石川県警察体力検定等実施 要綱」を制定した。

2 制定の要点

- (1) 警察体力検定は、「JAPPAT」(「Japan Police Physical Ability Test」の 略、以下「ジャパット」という。)とし、性別及び年齢の別を問わず、同一方法、同一評価で行うこととした。
- (2) 体力テストは、「文部科学省新体力テスト」(以下「体力テスト」という。) を導入した。
- (3) 警察官は警察体力検定及び体力テスト(以下「体力検定等」という。)を、 年度毎に1回以上実施することとした。
- 3 ジャパットの特徴
- (1) ジャパットは、「逃走する犯人を追跡し、捕捉し、制圧する。」という警察官 に必要とされる特有の体力を測定することを目的として、長時間の調査研究を 経て開発された運動プログラムである。
- (2) ジャパットは、「90秒前後。急加速・急減速の連続。脚力、腕力及び体幹部の各種筋力をバランス良く必要とする。」という運動特性から、「無酸素運動における全身持久力の最大値」を効果的に測定することができる。
- (3) ジャパットの安全性については、運動生理学上の実験・検証を経て確認され

ているところであるが、上記運動特性から、受検時の受傷や事故を防止するため、安全管理には十分な配慮を必要とする。

4 実施上の留意事項

- (1) 所属長は、毎年、受検する警察官に対する啓発を積極的に行い、健康管理への意識の向上と余暇を利用した自主的な運動トレーニングの励行に努めること。
- (2) 体力検定等の実施に際しては、体力検定等実施要綱及びその実施細目に定める安全管理上の規則を厳守すること。

別添

石川県警察体力検定等実施要綱

第1 要綱の趣旨

この要綱は、石川県警察に勤務する警察官(以下「警察官」という。)の行う 警察体力検定及び体力テスト(以下「体力検定等」という。)の実施に関し必要 な事項を定めるものとする。

第2 体力検定等の目的

体力検定等は、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、各人の健康管理と基礎体力の強化への意欲を喚起するとともに、得られたデーターを基に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって第一線執行力の強化に資することを目的とする。

第3 体力検定等の種目

- 1 体力検定は、「ジャパット」とする。
- 2 「体力テスト」の種目は、次のとおりとする。
 - (1) 握力(筋力)
 - (2) 上体起こし(筋持久力)
 - (3) 長座体前屈(柔軟性)
 - (4) 反復横とび(敏しょう性)
 - (5) 20 mシャトルラン(往復持久走・心肺持久力)
 - (6) 立ち幅とび(瞬発力)

第4 体力検定等の対象及び実施基準

警察官は、体力検定等を年毎度に1回以上受検するものとする。

なお、採用時教養期間中の警察官については、当該期間中に実施するものとする。

第5 警察体力検定等委員会の設置

警察本部に、石川警察体力検定等委員会(以下「委員会」という。)を置く。

1 委員会の構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって構成する。

- 2 委員長に警務部長、副委員長に警務部首席参事官、委員に警務課長、厚生課 長、警察学校及び警察本部長が指定する職の者の並びに次に該当する者をもっ て充てる。
- (1) 教養室長
- (2) 柔道師範、剣道師範
- (3) 健康対策官
- (4) 警察学校主任教官
- (5) 警察本部警務課術科担当補佐

第6 委員会の任務

- 1 委員会は、体力検定等の年間計画の策定、各所属における実施責任者の指定、 受検者・未受検者の把握管理、受検結果の評価、通知及び統計処理、その他体 力検定等の実施に関し必要な事務を行う。
- 2 委員会は、体力検定等受検時における受傷の防止に向けた事前トレーニング の必要性の啓発など、体力検定等を安全に推進するための必要な施策を講じる。
- 3 委員会の事務は、警務部警務課において行う。

第7 体力検定等の結果の活用

- 1 所属長は、所属する警察官が自己の体力レベルを正しく認識し、必要な体力 の維持向上に努めるよう、体力検定等の結果を踏まえた個別指導を行うものと する。
- 2 警察官は、体力検定等の結果を踏まえ基礎体力の向上を図るとともに、健康 の増進に努めるものとする。

第8 体力検定等の効力

体力検定等の結果は、認定の日から翌年度末を有効とする。ただし、当該有効 期間内に新たに認定を受けた場合は、その評価をもって有効とする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、体力検定等の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。